

改正後	改正前
<p>（書類の經由）</p> <p>第八条 法、政令及び省令の規定により知事に提出する書類は、所管の地域県民局長を經由しなければならない。</p>	<p>（書類の經由）</p> <p>第八条 法、政令及び省令の規定により地方厚生局長又は知事に提出する書類は、所管の地域県民局長を經由しなければならない。</p>